

緊急申し入れを提出！

期限を過ぎても 未だ再雇用先を提示せず

エルダー社員制度の再雇用先提示に関しては、東日本ユニオン申第5号「エルダー社員制度の再雇用先提示に関する緊急申し入れ」(2017年12月1日付)の団体交渉(12月5日開催)を通じて議論し、経営側は「速やかに就労条件を提示できるよう準備を進めている」との回答を示しました。しかし、2017年度もあとひと月を残すのみとなった今日、未だ「再雇用先の提示」がされていない社員がいます。制度を運用する経営側には、社員の不安や疑問を解消するとともに、全ての社員に等しく公平で納得性のある制度運用を行う責務があります。したがって本部は、3月1日、申9号「エルダー社員制度の再雇用先提示時期に関する緊急申し入れ」を提出しました。

【申し入れ項目】

1. 来年度に退職を迎え、エルダー社員制度の利用を希望する全ての社員に対し早急に再雇用先を提示すること。
2. 来年度に退職を迎え、エルダー社員制度の利用を希望する全ての社員に対し再雇用先の提示が遅れた理由を明らかにすること。

**社員が平等に利用できる
エルダー制度の運用を求めます！**